

議案第17号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東金町運動場にスポーツライミングセンターを新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「葛飾区水元総合スポーツセンター」の次に「の施設」を加え、「）の施設」を「）」に改める。

付則に次の4項を加える。

(スポーツライミングセンターの管理に関する特例)

- 3 第3条の2の規定にかかわらず、葛飾区東金町運動場のスポーツライミングセンター（以下「スポーツライミングセンター」という。）にあっては、令和2年4月1日から委員会規則で定める日までの間、その管理は、委員会が行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第4条、第14条、第16条、第17条第2項、第18条第2項及び第20条の規定は適用しない。

第5条第1項ただし書	指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て	委員会が
第5条第2項及び第3項、第6条、第7条、第11条ただし書、第12条並びに第18条第1項	指定管理者	委員会
第5条第2項及び第3項	ときは、あらかじめ	ときは

	委員会の承認を得て	
第17条第1項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、施設等利用料金	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項のスポーツライミングセンターの使用料及び体育施設備付器具の使用料（以下「施設等使用料」という。）
第18条第1項並びに第19条第1項及び第2項	施設等利用料金	施設等使用料
第19条第1項	第16条第4項ただし書	付則第6項ただし書
	指定管理者に納付	納付
第19条第2項	、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が	委員会規則で
第19条第3項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより	委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは

（スポーツライミングセンターの開館時間）

- 4 前項の場合において、スポーツライミングセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（スポーツライミングセンターの使用料）

- 5 第3項の場合において、スポーツライミングセンターの使用料は次の表に定めるとおりとし、体育施設備付器具の使用料は1件1回につき9,000円の範囲内において委員会規則で定める額とする。

施設の	使用単	貸切りの場合の使用料	貸切りでない場合
-----	-----	------------	----------

種別	位					の使用料	
		体育目的で使用する 場合	体育目的以外で使用する 場合			一般 (高校生以上)	小・中 学生
			平日	土曜日	日曜日 又は休日		
ボルダリングウォール	1回につき	4,800円	19,200円	24,000円	26,400円		
	1人1回2時間につき					400円	80円
リードウォール	1回につき	3,600円	14,400円	18,000円	19,800円		
	1人1回2時間につき					400円	80円
スピードウォール	1回につき	3,600円	14,400円	18,000円	19,800円		
	1人1回2時間につき					400円	80円

備考

- 1 貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。
 - (1) 第1回 午前9時から午前11時まで
 - (2) 第2回 午前11時30分から午後1時30分まで
 - (3) 第3回 午後2時から午後4時まで

(4) 第4回 午後4時30分から午後6時30分まで

(5) 第5回 午後7時から午後9時まで

2 ボルダリングウォールの床面積を3分割して貸切り使用する場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料にその割合を乗じて得た額とする。

3 リードウォール又はスピードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料にその割合を乗じて得た額とする。

4 貸切りでない場合の使用料は、使用時間が2時間未満の場合は、2時間として計算する。

6 第3項の場合において、スポーツライミングセンターの利用者は、施設等使用料を使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。

別表第1 葛飾区東金町運動場の項中「東金町多目的広場」を「東金町多目的広場 スポーツライミングセンター（ボルダリングウォール リードウォール スピードウォール）」に改め、同項位置の欄を次のように改める。

東京都葛飾区東金町八丁目27番1号
東京都葛飾区東金町八丁目31番1号

別表第3の3の部中

新宿多目的広場（半面）	450円（中学生以下は、無料とする。）	1,800円	2,250円	2,470円		
プール	4,225円				一般（高校生以上）	60円
					小・中学生	10円
幼児用プール	825円				高校生以上の同伴者	60円

新宿多 目的広 場（半 面）	450円（中 学生以下 の使用 は、無料 とする。 る。）	1,800円	2,250円	2,470円		
プール	4,225円					
					小・中学生	10円
幼児用 プール	825円				高校生以上の 同伴者	60円
ボルダ リング ウォー ール	1,200円	4,800円	6,000円	6,600円	一般（高校生 以上）	100円
					小・中学生	20円
リード ウォー ール	900円	3,600円	4,500円	4,950円	一般（高校生 以上）	100円
					小・中学生	20円
スピー ドウォ ール	900円	3,600円	4,500円	4,950円	一般（高校生 以上）	100円
					小・中学生	20円

部に備考として次のように加える。

備考

- 1 ボルダリングウォールの床面積を3分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。
- 2 リードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合

を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 3 スピードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額（1回30分につき）の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。